

三木市記者発表資料 (令和2年8月18日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2234)

タイトル	
三木市中小企業等家賃支援給付金の申請受付を開始 ～三木市独自支援策で最大 30 万円を給付～	
内 容	
新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う売上減少により、経営に大きな影響を受けている市内中小企業等に対し、最大 30 万円の家賃支援給付金を支給することにより事業活動の継続を支援します。	
1 申請期間	8 月 25 日 (火) ～10 月 30 日 (金) (消印有効)
2 支給対象者	●以下の全てを満たす事業者 ①市内に主たる店舗、事業所を有する個人事業主及び法人 ②市内に事業用として土地または建物の賃貸借契約を結んで賃借料を支払っている方 ③令和 2 年 2 月から 6 月の任意の 1 か月において売上額が前年同期と比較して 30%以上減少している方。 ※その他の要件に関しては「令和 2 年度三木市中小企業等家賃支援給付金支給要領」をご確認ください。
3 給付額	令和 2 年 3 月分から 5 月分までの 3 か月分の賃借料に相当する額 (最大 30 万円)
4 申請方法	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、原則郵便での提出とし、郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックプラスでの提出をお願いします。
5 提出先	〒673-0431 三木市本町 2 丁目 1-18 三木商工会議所内 三木市中小企業等家賃支援給付金事務局 宛
セールスポイント	
国の家賃支援給付金制度と重複しない三木市独自の中小企業等への支援策です。市内の中小企業等と繋がりが深い、三木商工会議所と連携することで、より的確な支援を行います。	